

1. 遺伝性腫瘍専門医試験についてですが、2024年までは経過措置が適応されるとの認識でよいでしょうか？

ホームページによると、継続して1年以上会員であることと記載ありますが、遺伝性腫瘍専門医規則・細則では専門医認定試験は学会員になり3年以上経過と記載されております。

⇒ 2024年までは経過措置が適応されます。

通常試験の場合は、学会員3年以上ですが、経過措置で受験される場合は、会員歴1年以上で申請資格あります。

2. 経過措置として遺伝性腫瘍の臨床に関連した10症例を担当・陪席すると記載がありますが、これは認定施設での症例である必要があるのでしょうか？

⇒ 通常試験の場合は、認定施設での症例経験のみですが、経過措置の場合は、研修施設は問いません。

3. 専門医研修開始届は経過措置終了後に適応になるのでしょうか。

⇒ 経過措置期間中の申請であれば、開始届は必要ありません。

ただ、経過措置中に申請できない状況になった場合は、申請資格取得までに

更に時間を要しますので、御心配なら専門医研修開始届を事前にだされることをおすすめいたします。

4. 遺伝性腫瘍に関連する学術集会とは、どの学会参加が必要なのか細則に明記すべきと思います。例えば、人類遺伝学会や、がん治療学会、臨床腫瘍学会などのがんに関連する学会でもよいのか、消化器病学会などもいいのか、など。

⇒ 遺伝性腫瘍に関連したシンポジウム等が含まれる学術集会（全国・地方）を含みます。申請の際に、該当することがわかるプログラム等の送付を追加で依頼する場合があります。

5. 継続して1年以上、日本遺伝性腫瘍学会の会員である者。とありますが、どの時点までに1年以上会員であればよろしいでしょうか。例えば、2022年度の試験日まで1年経過していればいい（試験申し込み時点では1年に達していなくてもいい）。と考えてよろしいでしょうか。

⇒ 試験申込時点で受験資格を確認しますので、その時点で入会一年以上の経過は必要です。

6. (申請時から遡って過去 5 年間に、学術集会での遺伝性腫瘍に関連した演題発表 は、計 2 回を誌上発表 1 編と見なすことができる。共同演者も含む。) とありますが、この学術集会は「日本遺伝性腫瘍学会学術集会」に限定されるのでしょうか。

⇒演題発表については、以下に挙げるものを基本としますが、発表内容などを考慮します。

- ①遺伝性腫瘍に関連する国際規模または全国規模の学術集会
 - ②国際規模または全国規模の学術集会における遺伝性腫瘍に関連した演題
 - ③遺伝性腫瘍に関連するガイドラインを作成している研究会またはコンソーシアムにおける遺伝性腫瘍に関連した演題
- 例) JOHBOC 学術集会、大腸癌研究会
- ④医中誌に会議録が収録されている地方会
 - ⑤その他 (遺伝性腫瘍専門医制度小委員会が認めたもの)

7. (2) 遺伝性腫瘍の臨床に関連した 10 例以上の症例を担当もしくは陪席すること。
(経験症例概要計 10 例、うち詳記 3 例を提出する。)

過去の症例を使用予定ですが、申請時から遡って過去何年前までという縛りは特にないでしょうか？また主治医としての担当ではなく、遺伝カウンセリング担当であっても問題ないでしょうか？

⇒ 何年前までという縛りはありません。主治医でなくてもカウンセリングを担当されていたら構いません。

8. 申請時から遡って過去 5 年間に、遺伝性腫瘍に関連した論文 (総説を含む) を 1 編以上、誌上発表すること。共著者も含む。

こちらは査読付き論文のみでしょうか？英文、和文どちらでも可能でしょうか？
また、和文教科書も対象になりますでしょうか？総説等の場合、全編が遺伝性腫瘍に関連した論文ではなく、一項として遺伝性腫瘍に触れられているものでも OK でしょうか。

⇒ 査読付きの論文であれば、和文でも可です。和文教科書に関しては、査読の有無も含め、審査の段階で却下される可能性がありますのでご注意ください。

PubMed、医中誌、J-Stage にて検索できる論文を業績と評価しております。

9. 研修開始申請書を提出している場合、異動したら研修施設の変更届は必要でしょうか。

⇒ 研修施設変更届の提出をお願いします。

